

食安発0810第1号
平成22年8月10日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（平成22年厚生労働省告示第326号）が本日公布され、これにより食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部が改正されたところであるが、改正の概要等は下記のとおりであるので、その運用に遺憾なきよう取り計らわれたい。

また、当該改正の概要等につき、関係者への周知方よろしく願います。

記

第1 改正の概要

- 1 食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第11条第1項の規定に基づき、農薬アセタミプリド、インドキサカルブ、エスプロカルブ、オキサジアゾン、ジメテナミド、テブフェノジド、トリフロキシストロビン、ピリブチカルブ、プロスルホカルブ、メタアルデヒド並びにメタラキシル及びメフェノキサムについて、食品中の残留基準を設定したこと（別紙1参照）。
- 2 法第11条第1項の規定に基づき、飼料添加物ノシヘプタイドについて、食品中の残留基準を設定したこと（別紙2参照）。

第2 施行・適用期日

公布日から施行されるものであること。ただし、残留基準値を改正するものうち、下表の農薬ごとに掲げる食品に係る残留基準値については、平成23年2月10日から適用されるものであること。